

議案第14号

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「除く。）」を「除く。）及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第3条から第5条まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抄）

（指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第 5 条 法第43条第 1 項の条例で定める基準及び同条第 2 項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス基準（第44条から第48条まで、第94条から第95条まで、第125条の 2、第125条の 3、第163条、第164条、第172条、第173条、第203条から第206条まで及び第219条から第223条までを除く。）及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第 3 条から第 5 条までに定めるところによる。